

沼南支所総務課緊急工事・施設修繕運用基準

1 緊急工事・施設修繕の基準

- ・排水管のつまり，漏水
- ・給水管の漏水，揚水ポンプ動作不良
- ・漏電等電氣的トラブルの発生
- ・空調機動作不良

等，沼南庁舎の各施設に重大な支障を及ぼす事例を緊急として扱う。

2 業者の選定方法

- ①選定の対象となる業者は，柏市簡易修繕（営繕）業務に登録している業者並びに業者登録している業者のうち，休日及び夜間等緊急工事について受注希望のある業者で，その工事に必要な業種ごとに選定する。
- ②工事等を実施する場所に近接する上記業者を優先する。
- ③小規模工事等成績評定表を参考に，成績不良者は一定期間指名を行わないことができる。
- ④工事等を実施するにあたり，細心の注意を払って工事を実施するとともにアフターケアも考慮した業者を選定する。
- ⑤特殊な技術を要する工事，専門工事は上記によらず業者を選定することができる。

平成23年11月11日改正